

青森市地域福祉計画の取組状況について

平成30年度の重点事業の取組状況について

○青森市地域福祉計画 ー地域支え合いプランー

※平成28年3月策定

基本理念

地域において人と人がつながり、支え合い、共に生きるまち

重点事業

- ①ボランティアセンターの運営強化
- ②ボランティアポイント制度（地域福祉サポーター登録制度）の創設
- ③地区カルテの整備
- ④地域支え合い推進員（コミュニティ・ソーシャルワーカー）の配置
- ⑤地域共助ネットワークの構築

2

①ボランティアセンターの運営強化②ボランティアポイント制度の創設

平成29年度活動実績

(単位:人)

1 全体

(単位:人)

地域福祉サポーター登録者数	活動者数 (1P以上獲得したかた)	ポイント交換対象者(10P以上獲得したかた)	ポイント交換申請者数
2,124	1,058	456	430

※登録者のうち、49.8%の方が活動を行いました。

	1～9p	10～19p	20～29p	30～39p	40～49p	50p～	合計
活動者数	602	229	119	53	22	33	1,058
申請者数	—	212	113	52	22	31	430

※活動者のうち、56.9%のかたポイント交換対象(10P以上)に達しませんでした。
※ポイント交換対象者のうち、94.3%の方がポイント交換申請を行いました。

2 活動区分別

高齢者支援				介護予防				雪対策支援					
活動	こころの縁側づくり事業	ほのぼのコミュニティ21推進事業	ひとり暮らし高齢者給食サービス事業	認知症カフェ	介護予防普及事業	元気わくわくサポート事業(生活機能向上サポート事業)	元気アップサポート事業(健康運動チャレンジ事業)	ひとり暮らし高齢者世帯除雪奉仕活動	屋根の雪下ろし奉仕活動	福祉の雪対策事業	冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業	冬期児童通学路確保に関わる除雪機貸与事業	冬期歩行者空間確保のための事業
登録者数(人)	1,676			100				508					
活動者数(人)	297	98	42	16	469	0	3	6	0	230	126	24	70
ポイント数	1,957	268	125	98	1,988	0	30	18	0	4,709	3,148	115	280
合計(ポイント)	2,350			2,116				8,270					

3 ポイント交換申請

(単位:ポイント)

活動合計ポイント数	交換申請ポイント数	差引ポイント数
12,736	8,370	4,366

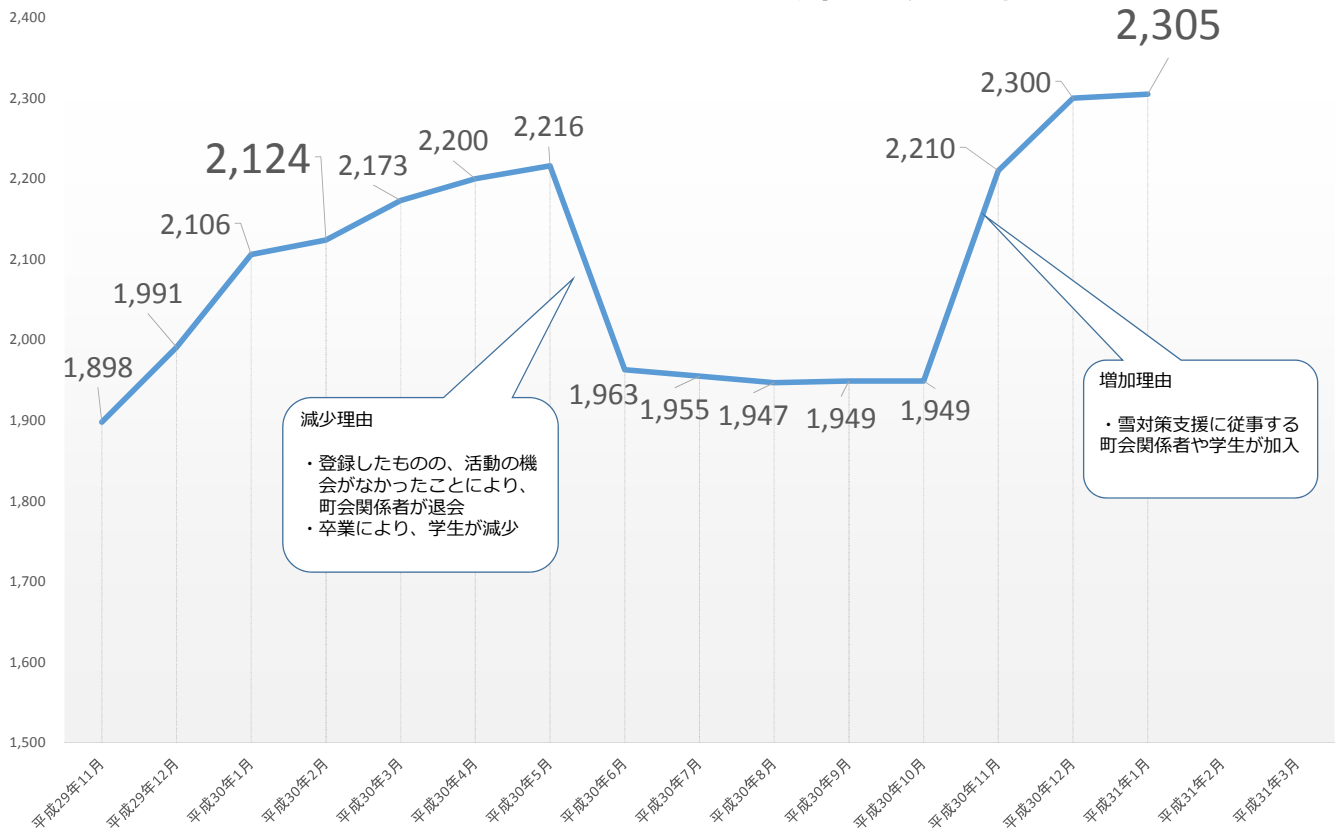
※商品券の交換ポイントは合計7,750Pでした。
※バスカードの交換ポイントは合計620Pでした。
※申請者一人当たりのポイント交換額の平均は1,946円でした。

	商品券(1,000円)	バスカード(1,000円分)	バスカード(3,000円分)	バスカード(5,000円分)
申請者数(人)	396	34	3	2
交換枚数(枚)	775	43	3	2
金額(円)	775,000	43,000	9,000	10,000
合計(円)	837,000			

3

地域福祉サポーター 登録者数の推移

(単位:人)



4

【ボランティアポイント関係者の声】

【ボランティアに参加した方の声】

- 自分でもできることがあれば、役に立ちたいと思い参加した。色々な方とふれあい、笑いながら楽しい時間となった。今後も続けていきたい。
- もっと対象活動を増やしてほしい。

【学生の声】

- 県外出身のため、大学に入って、初めて除雪をしたが、地域の方に感謝の言葉をかけられ、地域貢献できていることを実感した。

【受入団体の声】

- 年齢的にも近いいため、参加者をとけこみながら、なごやかに体操指導を進めてくれるのでありがたいし、こちらも勉強になる。

5

③地区カルテの整備

地域の福祉関係者の活動に役立つよう、市の持つ基礎的な情報と地域の持つ資源の情報を地区ごとにまとめた「**地区カルテ**」を作成し、地域の福祉関係者で共有

【記載されている主な情報】

- 高齢化率や要介護リスク
- 施設等の地域資源、担い手
- 地域で抱える課題やニーズ など

【地区カルテ活用例】

- 地区の高齢化率が高く、高齢者数も多いことが、「こころの縁側づくり事業」を始めるきっかけとなった
- 地区内の要介護リスクの高さから、介護予防に取り組まなければならないと考え、ロコモ予防体操を始めた
- 地域支え合い会議を構成するメンバー選定の参考資料となった



【課題】

- 地域で地区カルテをうまく活用できていない。
⇒ ・ 地域支え合い推進員が地域の情報を収集し、地区カルテを充実させる
・ 地域支え合い推進員が会議・会合を通じて地区カルテの活用例を紹介

6

④地域支え合い推進員(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)の配置

各地区を担当する「**地域支え合い推進員**」を配置し、地域内の人材や資源をつなぎ、支え合い体制の構築を推進

【配置数】

5名(平成28年度から市社協に順次配置)

地域支え合い推進員の活動内容

- 地域での困難事例などにおけるケース検討会議の開催
- 地区社協等へ寄せられた住民からの相談に対応し、解決できるよう適切なサービス機関につなげるなどの、地区社協活動の支援
- 各地区で開催している「こころの縁側づくり事業」・「ひとり暮らし高齢者給食サービス事業」・「地区民児協」や地区行事への参加
- 「地区カルテ」の更新・管理・各地区社協への配付、「～こころの縁側通信～えんがわ」の発行

【地域支え合い推進員の活動上の課題】

- ▶ 地区社会福祉協議会関係者には活動が浸透してきているものの、その他の地域関係団体への認知度が低い。
- ▶ 地域からの個別相談があった場合、どの機関につなげばいいかわからないことがある。

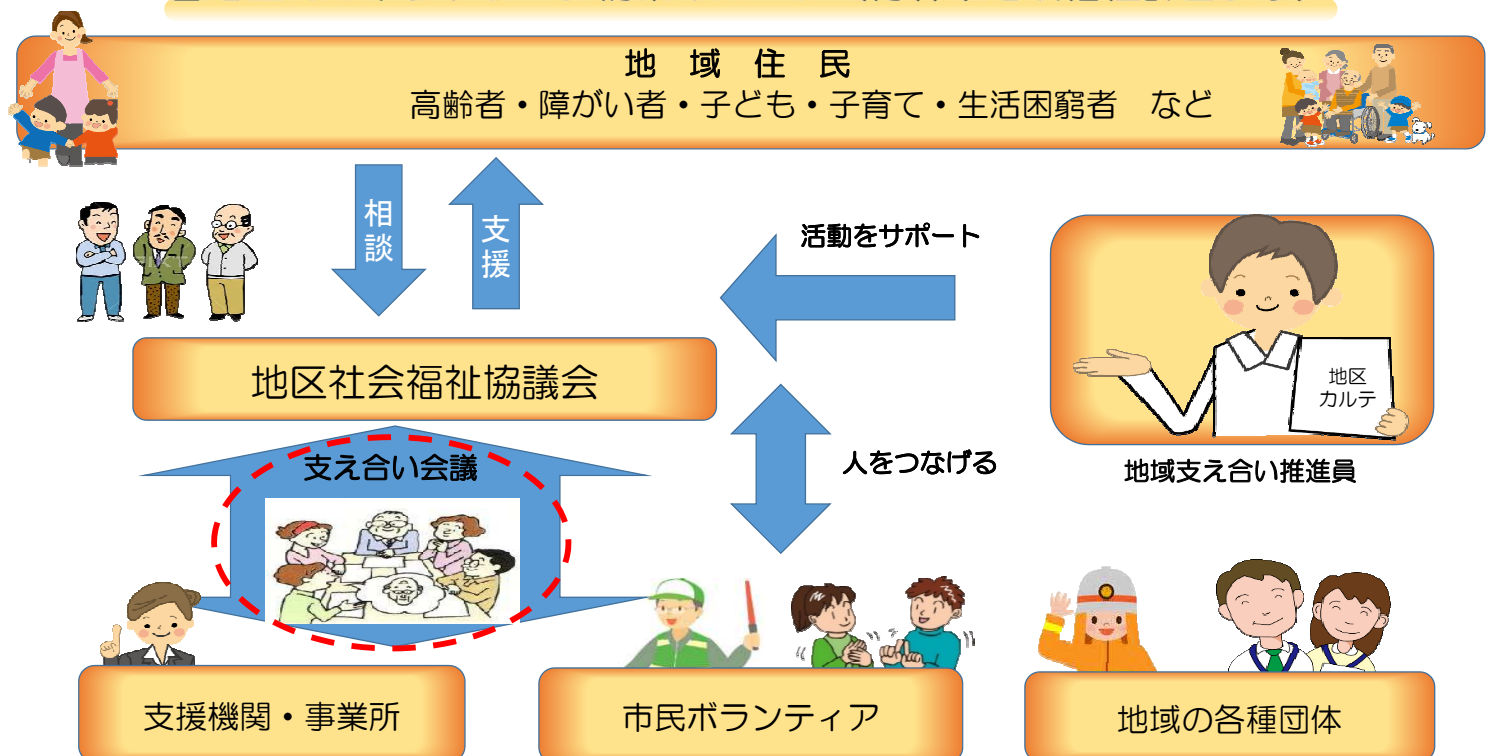
【今後の活動に向けて】

- ✓ 地域包括支援センターが行う会議や社会福祉法人などが行うイベントなどに積極的に参加し、関係性を築いていく。
- ✓ 行政との定期的な打合せや研修への参加により、相談に対して適切な機関へつなぐことができるようスキルを上げていく。

8

⑤ 地域共助ネットワークの構築

各地区でのネットワーク構築イメージ（青森市地域福祉計画より）



「地域支え合い会議」を新城地区と大野地区をモデル地区として開催

9

青森市地域福祉計画の改定について

10

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- 地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごととのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

- ◆更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記

2 この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備
(※)例えば、地区社会福祉協議会、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備

3 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。※2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行

地域福祉計画の位置づけ（各福祉分野の計画との関係）

- 地域福祉計画は、改正社会福祉法により、「福祉の各分野の共通事項を定める上位計画」として位置づけられた。
- 具体的には、①各分野に共通した取組、②複合的な課題や制度の狭間への対応（「我が事・丸ごと」の取組）など、各分野に共通の課題や分野横断的な取組等を定める。

地域福祉計画

【地域福祉推進の理念】

住民（世帯）が抱える複合的な地域生活課題を、住民や福祉関係者で把握し関係機関と連携して解決

【例】 高齢者 障害者 子ども ひとり親 生活困窮者

【各分野に共通した取組】

- 福祉以外の分野との連携 ○居住 ○就労 ○自殺対策との連携 ○権利擁護
- 福祉の支援を要する刑務所出所者の社会復帰支援 ○虐待への対応 ○居場所づくり

【複合的な課題や制度の狭間への対応：「我が事・丸ごと」の取組】

- 住民の主体的な課題解決 ○分野を問わない相談受付 ○多機関協働の中核を担う機能づくり

《複合課題・制度の狭間の対象者のイメージ》

- 8050 ○ダブルケア ○医療・就労ニーズを抱えたがん患者と障害児が同居
- ごみ屋敷 ○障害疑い ○支援拒否

- 福祉サービスの適切な利用促進（相談体制、支援者の専門性向上、サービス評価・情報開示）
- 多様なサービスの参入促進、公的サービスとの連携（社会福祉法人「地域公益事業」等）
- 地域福祉への住民参加の促進（ボランティア活動支援、民生委員活動の充実等）
- 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化

分野

分野別計画等（
対象者）ごとの取組

青森市地域福祉計画の推進について (2019年度の取組予定)

(1) 各地域での地域支え合い会議の開催(通年)

- モデル地区の大野地区と新城地区の事例も参考にしながら38地区で順次地域支え合い会議に関する説明会を開催し、全地区社会福祉協議会で地域支え合い会議が行われ、地域共助ネットワークが形成されることを目指す

(2) ボランティアポイント制度表彰制度の創設・メニューの拡充(平成31年4月～)

- 活動が特に顕著な個人及び団体を表彰し地域福祉活動の活性化及び共助社会の形成に寄与することを目的とし「表彰制度」を創設する。
- 障がい者への配慮の気運を高めるため、「障がい者支援」のメニューを追加する。

(3) アンケートの聴取項目の検討(2020年3月ころ)

- 次期地域福祉計画策定に向けた市民等アンケート調査の聴取項目についての意見聴取

14

(参考) 青森市地域福祉計画の改定について

年度	現計画			
	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020年度
地域福祉専門分科会からの聴取内容	・事業の実施状況の評価	・事業の実施状況の評価	・事業の実施状況の評価 ・アンケート調査項目	・アンケート調査結果の評価 ・青森市地域福祉計画改定
改定する各計画	・青森市高齢者福祉・介護保険事業計画	・青森市総合計画	・青森市子ども・子育て支援事業計画	・青森市地域福祉計画 ・青森市障がい者福祉計画 ・青森市障がい者総合プラン ・青森市子ども総合プラン ・青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 ・青森市総合計画

15

(参考) 青森市総合基本計画と青森市地域福祉計画の策定期間について

